

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	総務企画関係事業	
調整の方針	<p>(案)</p> <p>住民活動支援補助金(ハード事業)については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。 補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化する。</p>			
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容	
各種事業補助	名称	コミュニティ助成事業	ふるさとづくり推進事業補助金	<p>地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。</p> <p>補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、生涯学習関連事業補助金との調整を図り、合併までに調整し一元化する。</p>
	目的	豊かで住みよい活力あるまちづくりを推進するため 【要綱第1条】	地域の活性化とうるおいのある村づくりを図るため 【要綱第1条】	
	補助対象者	地区団体(区)及び地区住民のコミュニティ組織 【要綱第3条】	ふるさとづくりを推進する者 【要綱第1条】	
	補助対象事業	1.生活環境及び緑化活動(花壇・植栽、公衆便所) 2.体育及びレクリエーション活動(スポーツコート・グラウンド、コミュニティ公園・広場、遊具) 3.地域文化を生かした文化活動(文化資源 伝統文化・史跡・名勝等 の施設整備、伝承文化の保存) 4.その他(屋外放送設備、コミュニティ掲示板) 【要綱第2条】	1.公園、広場、児童遊園地等地域住民の憩いの場の整備 2.植樹、花壇、公衆便所等地域の生活環境の整備 3.城址、遺跡、伝統芸能、その他の文化財の保存伝承活動 4.その他村長が特に必要と認める事業 【要綱第2条】	
	補助基準	1.地域住民が参加し、自ら実施する事業 2.収益を目的とした事業でないこと 3.施設等の利用は、広く町民に開放されるものであること 4.施設等の整備は10年間用途を変更しないこと 5.施設等の維持管理は、事業実施団体が行うこと 6.申請以前に着手されてない事業であること 7.事業の経費が1件20万円以上であること	補助対象事業実施に要する経費のうち村長が認めた額 【要綱第3条】	
	補助率	3分の2以内	3分の2	
	限度額	1.体育及びレクリエーション活動 300万円 2.地域文化を生かした文化活動 150万円 3.上記以外の事業 100万円	100万円	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	総務企画関係事業						
調整の方針	<p>(案) 新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構</p>								
	南 部 町	南 部 川 村		具体的な調整内容					
行政機構及び職員配置	執行機関名	課等の名称	課人員	施設等	課の名称	課人員	施設等	新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構	
	首長部局	企画室	4		うめ課	6	うめ振興館 うめ21研究センター		
		総務課	8		総務課	10			
		町民課	17	保育所1	税務課	4			
		生活環境課	6		環境課	8	鶴の湯		
		保健福祉課	10		住民課	29	保育士18 保育所3園 保健福祉センター		
		産業振興課	7		産業課	9			
		建設課	10		建設課	12			
		都市計画課	7						
		出納室	2		出納室	1			
		消防							
		議会	議会事務局	3		議会事務局	2		
		教育委員会	生涯学習課	6		学校課	10		小学校(2) 中学校(1) 給食センター(4)
			総務学校教育課	6	幼稚園1 小学校2 中学校1 学童保育所1				生涯課
			図書館	4					
		監査委員		兼務			兼務		
		選挙管理委員会		兼務			兼務		
		農業委員会		兼務			兼務		
		公平委員会	共同設置						
		県派遣等							
	定数内職員数		90			95			
	派遣職員数		1						
	職員数合計		91			95			

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	総務企画関係事業							
調整の方針	(案) 選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。									
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容							
選挙管理事務 (投・開票事務)	選挙管理委員会事務局	書記長 1 名	書記 1 名	兼務	定数 2 実数 2	書記長 1 名	書記次長 1 名	書記 1 名	兼任	選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。 事務局に書記長 1 名、書記次長 1 名、書記 1 名を置く。(兼任) 投票事務従事者、開票事務従事者は新町職員とする。 投票所数、ポスター掲示場数は現状どおりとし、投票区域の調整については、住民の便宜を考慮して新町において調整する。 開票所はスペースの広い新たな施設を選定する。
	投票事務従事者	町職員		本部	10 人	全員 村職員 投票管理者も職員		本部	15 人	
				投票所	63 人			投票所	44 人	
	投票所数	12				11				
	ポスター掲示場数	71				70				
	開票事務従事者	62 人		全員 町職員		70 人		全員 村職員		
	開票所施設名	南部町役場 3階 大会議室				南部川村中央公民館 1階 大会議室				
	開票開始及び終了時刻	選挙区開始 21:00		選挙区終了 22:40		選挙区開始 21:00		選挙区終了 22:01		
比例開始 21:00		比例終了 00:40		比例開始 21:00		比例終了 23:29				
第19回参議院選挙(参考)				第19回参議院選挙(参考)						